

【居宅訪問型児童発達支援 料金表】 【2024.04.01改訂版】



サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目				合成	10割	1割負担	算定		
								単位数	利用金額	利用料金	単位		
65	1111	居児発	1,066 単位 居宅訪問型児童発達支援給付費 (* 訪問支援時間が30分未満の場合 算定不可)					1,066	¥11,981	¥1,199	1日につき		
65	1113	居児発・未計画1		通所支援計画が作成されない場合				746	¥8,385	¥839			
65	1115	居児発・未計画2		減算が適用される月から2月目まで × 70%				533	¥5,990	¥599			
65	1131	居児発・支減		3月以上連続して減算の場合 × 50%									
65	1132	居児発・未計画1・支減		支援プログラム未公表減算				906	¥10,183	¥1,019			
65	1133	居児発・未計画2・支減		減算が適用される月から2月目まで × 70%				634	¥7,126	¥713			
65	Z031	居児発身体拘束廃止未実施減算	身体拘束廃止未実施減算 100分の1に相当する単位数を減算				100%01	単位減算	¥0	¥0	1月につき		
65	Z051	居児発虐待防止措置未実施減算	虐待防止措置未実施減算 100分の1に相当する単位数を減算				100%01	単位減算	¥0	¥0			
65	Z061	居児発業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定減算 注 令和7年4月1日から適用 100分の1に相当する単位数を減算				100%01	単位減算	¥0	¥0			
65	Z081	居児発情報公表未報告減算	情報公表未報告減算 100分の5に相当する単位数を減算				100%05	単位減算	¥0	¥0			
65	6770	居児発特別地域加算	特別地域加算					単位加算	¥0	¥0	1回につき		
65	5601	居児発訪問支援員特別加算Ⅰ	訪問支援員特別加算 Ⅰ 障害児支援の業務従事10年以上				850	単位加算	850	¥9,554	¥956	1回につき	
65	5602	居児発訪問支援員特別加算Ⅱ	Ⅱ 障害児支援の業務従事5年以上10年未満				700	単位加算	700	¥7,868	¥787		
65	5603	居児発家族支援加算Ⅰ 1	家族支援加算(Ⅰ)	イ 居宅を訪問(所要時間1時間以上) 注1 居宅訪問型児童発達支援の訪問日以外の訪問に限る				300	単位加算	300	¥3,372	¥338	月2回限度
65	5604	居児発家族支援加算Ⅰ 2		ロ 居宅を訪問(所要時間1時間未満) 注2 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行なう場合、各サービス合計して(Ⅰ)及び(Ⅱ)それぞれ月4回を限度				200	単位加算	200	¥2,248	¥225	
65	5605	居児発家族支援加算Ⅰ 3		ハ 事業所等で対面				100	単位加算	100	¥1,124	¥113	
65	5606	居児発家族支援加算Ⅰ 4		ニ オンライン 注 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行なう場合、各サービス合計して(Ⅰ)及び(Ⅱ)それぞれ月4回を限度				80	単位加算	80	¥899	¥90	
65	5607	居児発家族支援加算Ⅱ 1	家族支援加算(Ⅱ)	イ 事業所等で対面				80	単位加算	80	¥899	¥90	月4回限度
65	5608	居児発家族支援加算Ⅱ 2		ロ オンライン				60	単位加算	60	¥674	¥68	
65	5609	居児発多職種連携支援加算	多職種連携支援加算				200	単位加算	200	¥2,248	¥225	月1回限度	
65	5611	居児発強度行動障害児支援加算	強度行動障害児支援加算				200	単位加算	200	¥2,248	¥225	1日につき	
65	6470	居児発通所施設移行支援加算	通所施設移行支援加算				500	単位加算	500	¥5,620	¥562	1月につき	
65	5370	居児発上限額管理加算	利用者負担上限額管理加算				150	単位加算	150	¥1,686	¥169	月1回限度	
65	9111	居児発・責欠1	1,066 単位 居宅訪問型児童発達支援給付費(* 訪問支援時間が30分未満の場合 算定 不可)	児童発達支援管理責任者の員数が基準 に満たない場合(1日につき)				746	¥8,385	¥839	1日につき		
65	9117	居児発・責欠2		減算が適用される月から4月目まで × 70%				533	¥5,990	¥599			
65	1134	居児発・責欠1・支減		5月以上連続して減算の場合 × 50%									
65	1135	居児発・責欠2・支減		減算が適用される月から4月目まで × 70%				746	¥8,385	¥839			
				5月以上連続して減算の場合 × 50%				533	¥5,990	¥599			

【運営基準に定められたその他の費用】

算定項目	サービス内容
交通費	通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合の交通費は実費を徴収いたします。

【キャンセル料】

キャンセル料	サービス利用日の前日まで 無料
	サービス利用日の当日 利用者負担 2,000円(別途税)
	**サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いします。
	但し、利用者様の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。
連絡：03-5809-2066	

【その他料金】

謄写物	ご依頼により記録等の謄写物提供の際は、1枚10円(別途税)にてご提供致します。
-----	---

※2019年10月01日より満3歳から就学前の児童は、児童発達支援等の利用料が無償かされます

【無料となるサービス】

・児童発達支援	・福祉型障害児入所施設
・医療型児童発達支援	・医療型障害児入所施設
・居宅訪問型児童発達支援	・保育所等訪問支援

【対象となるお子さん】満3歳になって初めての4月1日から就学までの3年間になります

例：	児童の生年月日 2013年4月2日から2014年4月1日まで 2014年4月2日から2015年4月1日まで 2015年4月2日から2016年4月1日まで
----	---

<p>※利用料負担額の計算方法※</p> <p>障害副サービスによるサービス利用料 = 単位数 × 11.24 (1 級地単価) … A</p> <p>A - (A × 90%) = 利用者負担額 (1割負担の場合)</p> <p>*小数点以下は切り上げさせていただきます。</p>	<p>児童訪問支援 おこSUN</p> <p>TEL:03-5809-2066 FAX:03-5809-2067</p> <p>東京都台東区浅草橋1-9-12 浅草橋駅前ビル6F</p>
--	---

利用料金説明同意欄

日付

年 月 日

ご署名欄

印

